## 議案第7号

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日

西脇市長 片 山 象 三

(理由)

介護保険事業計画の見直しに伴い令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料率を改正するとともに、介護保険法施行令等の改正に伴い所要の改正を行う必要があるため。

## 西脇市介護保険条例の一部を改正する条例

西脇市介護保険条例(平成17年西脇市条例第 108号)の一部を次のように改正する。

下籍がボナーンにお下すと 次の表の改正前の欄に掲げる損定な同表の改正後の欄に掲げる損定に

3   3   3   3   3   3   3   3   3   3	(保険料率) 第2条 合和3年度から合和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条 第1項第1号に掲げる者 39,000円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 58,500円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 58,500円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 70,200円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 78,000円 (6) 次のいずれかに該当する者 93,600円		/ 「略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分に よる割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39 条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ <u>又</u> は第10号イに該当する者を除く。) (8) 次のいずれかに該当する者 117,000円	(6)
- Not X V V A L II V M C II X V V A L I X V M C II X V A L I X V M C II X M	(保険料率) 第2条 合和6年度から合和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号 に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条 第1項第1号に掲げる者 36,582円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 55,074円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 55,476円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 72,360円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 80,400円 (6) 次のいずれかに該当する者 96,480円	ア (略) イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この項において同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)	/ (略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分に よる割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39 条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ <u>、</u> 第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。) (8) 次のいずれかに該当する者 120,600円	イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ (同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ <u>、第10号イ、第11号イスは第12号イ</u> に該当する者を除く。) (9) 次のいずれかに該当する者 136,680円 ア 合計所得金額が 420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれた

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分に よる割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39 条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又 は第12号イに該当する者を除く。) (10) 次のいずれかに該当する者 152,760円 ア 合計所得金額が 520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれに も該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分に よる割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39 条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イ に該当する者を除く。) (10) 次のいずれかに該当する者 168,840円 ア 合計所得金額が 620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれに も該当しないもの

 $\alpha$ 

4

保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年5の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはこ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第2条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ<u>、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ</u>に該当す 金川ト 第23

公子に かんりょう イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分に よる割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39 条第1項第1号イ (同号イ(1)に係る部分を除く。)2<u>は次号イ</u>に該当する 者を除く。) 100 次のいずれかに該当する者 140,400円 ア 合計所得金額が 600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれに も該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分に よる割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39 条第1項第1号イ (同号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。、

前各号のいずれに 1 分に 第39 **/** 元祭

 $^{\circ}$ 

(山) 前各号のいずれにも該当しない者 156,000円
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る合和3年度から合和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,400円とする。
3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る合和3年度から合和5年度までの各年度における保険料率について確用する。この場合において、前項中「23,400円」とあるのは、「39,000円」と読み替えるものとする。
4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る合和3年度から合和5年度までの各年度における保険料率について維用する。この場合において、第2項中「23,400円」とあるのは、「54,600円」と読み替えるものとする。
(証課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)第4条
第4条

4

保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第2条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ<u>若しくは第10号イ</u>に該当するに至った第1号被保 第23の

るに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第2条第1項第6号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

丞

Ш 施行期

*1*0 4 施行、 から Ш Щ 4 9 令和 の条例は IJ

経過措置

Ŋ 묲 华 ز 6年度以後の年度分の保険料から適用 ふ和( 2条の規定は、 10 4 IJ 市介護保險条例第 なお従前の例 の保険料については、 る改正後の西脇 4 の条例に 前の年度分 IJ  $\mathcal{O}$ 

菮 #

険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から今第39条第1項第1号から第5号まで又は第2条第1項第6号から第10号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。